

福岡市指定障がい福祉サービス事業者等の指定事務等に関する要綱

平成 24 年 4 月 1 日 施行
平成 24 年 4 月 16 日一部改正
平成 25 年 4 月 1 日一部改正
平成 26 年 4 月 1 日一部改正
平成 27 年 4 月 1 日一部改正
平成 30 年 4 月 1 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、福岡市指定障がい福祉サービス事業者等の指定等に関する規則(以下「規則」という。)第 10 条の規定に基づき、指定事務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定申請時の関係書類)

第 2 条 規則第 2 条に基づき、指定障がい福祉サービスの事業者、指定障がい者支援施設若しくは指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者(以下「指定障がい福祉サービス事業者等」という。)の指定申請をしようとする者が、指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者指定申請書を市長に提出する場合は、指定を申請しようとする事業所に応じた、事業所の指定に係る記載事項(付表)を添付しなければならない。

(介護給付費等算定に係る体制に関する提出書類)

第 3 条 前条に係る申請書を市長に提出する場合は、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表を併せて提出し、必要に応じ別添資料を添付しなければならない。

(指定申請書類一覧)

第 4 条 指定障がい福祉サービス事業者等の指定申請をしようとする者は、規則第 2 条及び本要綱第 2 条に基づく指定障がい福祉サービス事業者等の指定に係る申請関係書類の他、第 3 条に基づく介護給付費等の算定に係る体制に関する届出関係書類及び規則第 9 条に基づく障がい福祉サービス並びに一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者の事業開始に関する届出関係書類を、事業所の種類ごとに福岡市保健福祉局障がい者部障がい者在宅支援課長及び障がい者施設支援課長が別に定める「指定申請書類一覧チェックリスト」とともに提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第 5 条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。)第 6 条並びに福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例第 4 条及び第 44 条並びに福岡市指定障がい者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例第 4 条及び第 62 条

の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、指定障がい福祉サービス事業者等の指定の申請をする者において、法人の役員又は事業所の管理者（以下この条において「役員等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を行わないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 暴力団若しくは次に掲げる暴力団員と密接な関係を有する者（実際の排除時の認定については、福岡県警察本部との個別協議を要する。）

ア 暴力団員が経営に事実上参加している事業者

イ 暴力団員の親族等が代表取締役、理事長を務めているが、実質的には当該暴力団がその運営を支配している事業者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者（事業者を含む。）

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請け契約又は、資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）

オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者（事業者を含む。）

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者（事業者を含む。）

3 指定障がい福祉サービス事業者等の指定申請をしようとする者は、暴力団排除に関する誓約書兼役員等名簿（参考様式第15）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、暴力団排除に関する誓約書兼役員等名簿（参考様式第15）について、福岡県警察本部に照会することができ、また、規則第2条に基づく指定障がい福祉サービス事業者等の指定申請がなされた場合は、原則として、役員等が暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当しているか否かについて、市民局を經由して、福岡県警察本部に照会を行う。

（指定申請等の手引き）

第6条 指定障がい福祉サービス事業者等の指定申請方法等に関し、必要な事項は、福岡市保健福祉局障がい者部障がい者在宅支援課長及び障がい者施設支援課長が別に定める「障がい福祉サービス等に関する事業者指定申請等の手引き」で定める。

（第2条関係）

付表1

付表1-2

付表1-3

付表1-4

付表1-5

付表2

付表3

付表 3 - 2

付表 4

付表 5

付表 6

付表 6 - 2

付表 7

付表 8

付表 8 - 2

付表 9

付表 9 - 2

付表 10

付表 10 - 2

付表 11

付表 11 - 2

付表 12

付表 13

付表 14

付表 15

付表 16

(第 3 条関係)

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

別添 1

別添 1 - 2

別添 1 - 3

別添 1 - 4

別添 1 - 5

別添 2

別添 3

別添 4

別添 4 - 2

別添 5

別添 6

別添 7

別添 8

別添 9

別添 10

別添 10 - 2

別添 11
別添 11— 2
別添 12
別添 13
別添 14
別添 15
別添 15— 2
別添 15— 3
別添 16
別添 17
別添 18
別添 19
別添 19— 2
別添 20
別添 21
別添 22
別添 23
別添 24
別添 25
別添 26
別添 27
別添 28
別添 29
別添 29-2
別添 29-3
別添 30
別添 31
別添 32
別添 33
別添 34
別添 35
別添 36
別添 37
別添 38
別添 38— 2
別添 39
別添 40
別添 41— 2

別添 42

別添 43

別添 44

別添 44-2